

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（第一条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○ 独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）（第二条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 公的統計の作成</p> <p>第一節 基幹統計（第五条―第八条）</p> <p>第二節 統計調査</p> <p>第一款 基幹統計調査（第九条―第十八条）</p> <p>第二款 一般統計調査（第十九条―第二十三条）</p> <p>第三款 指定地方公共団体又は指定独立行政法人等が行う統計調査（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第三節 雑則（第二十六条―第三十一条）</p> <p>第三章 調査票情報等の利用及び提供（第三十二条―第三十八条）</p> <p>第四章 調査票情報等の保護（第三十九条―第四十三条）</p> <p>第五章 統計委員会（第四十四条―第五十一条）</p> <p>第六章 雑則（第五十二条―第五十六条の二）</p> <p>第七章 罰則（第五十七条―第六十二条）</p> <p>附則</p> <p>（行政機関等の責務等）</p> <p>第三条の二 行政機関等は、前条の基本理念にのっとり、公的統計</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 公的統計の作成</p> <p>第一節 基幹統計（第五条―第八条）</p> <p>第二節 統計調査</p> <p>第一款 基幹統計調査（第九条―第十八条）</p> <p>第二款 一般統計調査（第十九条―第二十三条）</p> <p>第三款 地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第三節 雑則（第二十六条―第三十一条）</p> <p>第三章 調査票情報等の利用及び提供（第三十二条―第三十八条）</p> <p>第四章 調査票情報等の保護（第三十九条―第四十三条）</p> <p>第五章 統計委員会（第四十四条―第五十一条）</p> <p>第六章 雑則（第五十二条―第五十六条）</p> <p>第七章 罰則（第五十七条―第六十二条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

を作成する責務を有する。

2| 公的統計を作成する行政機関等は、情報の提供その他の活動を通じて、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに關し国民の理解を深めるとともに、公的統計の作成に關し当該公的統計を作成する行政機関等以外の行政機関等その他の関係者並びにその他の個人及び法人その他の団体の協力を得るよう努めなければならない。

3| 基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならない。

(基本計画)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 総務大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5・6 (略)

7| 統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

8| 総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基

(基本計画)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5・6 (略)

(新設)

(新設)

つき講じた施策について統計委員会に報告しなければならない。

(基幹統計の公表等)

第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2・3 (略)

(基幹統計調査の承認)

第九条 (略)

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 報告を求める個人又は法人その他の団体

五〜九 (略)

3・4 (略)

(報告義務)

第十三条 (略)

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(立入検査等)

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を

(基幹統計の公表等)

第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2・3 (略)

(基幹統計調査の承認)

第九条 (略)

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 報告を求める者

五〜九 (略)

3・4 (略)

(報告義務)

第十三条 (略)

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(立入検査等)

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を

求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関する資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

## 第十八条 削除

(一般統計調査の結果の公表等)

第二十三条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に関し政令で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 (略)

第三款 指定地方公共団体又は指定独立行政法人等が行う統計調査

(指定地方公共団体が行う統計調査)

第二十四条 地方公共団体（地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。以下「指定地方公共団体」という。）の長その他の執行機関は、統計調査を行うときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関する資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(命令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

(一般統計調査の結果の公表等)

第二十三条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 (略)

第三款 地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査

(地方公共団体が行う統計調査)

第二十四条 地方公共団体（地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。第三十条、第四十一条第五号及び第六号並びに第五十三条を除き、以下同じ。）の長その他の執行機関は、統計調査を行うときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一〇三 (略)

四 報告を求める個人又は法人その他の団体

五・六 (略)

2 総務大臣は、前項の規定による届出のあった統計調査が基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該指定地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該届出のあった統計調査の変更又は中止を求めることができる。

(指定独立行政法人等が行う統計調査)

第二十五条 独立行政法人等(その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。以下「指定独立行政法人等」という。)は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者(当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体をいう。第二十九条第一項において同じ。)の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる

一〇三 (略)

四 報告を求める者

五・六 (略)

2 総務大臣は、前項の規定による届出のあった統計調査が基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該届出のあった統計調査の変更又は中止を求めることができる。

(独立行政法人等が行う統計調査)

第二十五条 独立行政法人等(その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。)は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等(以下「届出独立行政法人等」という。)による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる

。

- 一 その行う事業所に関する統計調査その他の事業所に関する統計を作成するための調査の対象の抽出
- 二 その行う事業所に関する統計の作成  
(協力の要請)

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

3 行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、他の行政機関の長の協力が得られなかったときは、総務大臣に對し、その旨を通知するものとする。

第三十条 行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に對し

きる。

- 一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出
- 二 事業所に関する統計の作成  
(協力の要請)

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

(新設)

第三十条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

2 行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、被要請者の協力を得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

第三十一条 総務大臣は、第二十九条第三項又は前条第二項の規定による通知があつた場合において、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を行うよう求めることができる。

2 (略)

(調査票情報の二次利用)

第三十二条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 (略)
- 二 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第三十三条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統

(新設)

第三十一条 総務大臣は、基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができる。

2 (略)

(調査票情報の二次利用)

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 (略)
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる



計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者  
統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 (略)

- 2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項(第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。)の規定により調査票情報を提供したときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならぬ。

- 一 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

- 二 前項の規定により提供した調査票情報に係る統計調査の名称

- 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

- 3 第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出しなければならない。

- 4 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 一 第二項第一号及び第二号に掲げる事項

- 二 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果

。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者  
統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

又はその概要

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第三十三条の二 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第一項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受け行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。

2 前条第二項及び第四項の規定は前項の規定により調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により調査票情報の提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあり、同項第一号及び第二号中「前項」とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

（委託による統計の作成等）

第三十四条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行うことができる。

（新設）

（委託による統計の作成等）

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計の作成等を行うこととしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 前項の規定により統計の作成等の委託をした者の氏名又は名称

二 前項の規定により統計の作成等に利用する調査票情報に係る統計調査の名称

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、第一項の規定により統計の作成等を行ったときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 第一項の規定により作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 (略)

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定

(新設)

(新設)

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 (略)

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、

により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。

2) 第三十三条第二項及び第四項の規定は前項の規定により匿名データを提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により匿名データの提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあり、同項第一号及び第二号中「前項」とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、同条第二項及び第三項中「調査票情報」とあるのは「匿名データ」と読み替えるものとする。

（事務の委託）

第三十七条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十三条の二第一項、第三十四条第一項又は前条第一項の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、独立行政法人統計センターに委託しなければならない。

（手数料）

第三十八条 第三十三条の二第一項の規定により行政機関の長が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者、第三十四条第一項の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条第一項の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（独立行

総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

（新設）

（事務の委託）

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

（手数料）

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第

政法人統計センターが第三十三条の二第一項、第三十四条第一項又は第三十六条第一項の規定に基づき行政機関の長が行う事務の全部を行う場合にあつては、独立行政法人統計センターに納めなければならない。

2 前項の規定により独立行政法人統計センターに納められた手数料は、独立行政法人統計センターの収入とする。

3 第三十三条の二第一項の規定により指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者、第三十四条第一項の規定により指定独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条第一項の規定により指定独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して指定独立行政法人等が定める額の手数料を当該指定独立行政法人等に納めなければならない。

4 指定独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報(当該情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合その他の当該委託に係る業務を受託した場合における当該業務に係るものを除く。)、第二十九条第一項の規定

第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあつては、当該受託独立行政法人等に納めなければならない。

2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。

3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。

4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

二 指定地方公共団体の長その他の執行機関 当該指定地方公共団体が行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

三 地方公共団体の長その他の執行機関（前号に掲げる者を除く。） 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

四 指定独立行政法人等 当該指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

五 独立行政法人等（前号に掲げる者を除く。） 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

2 (略)

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、この法律（指定地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団デー

二 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

(新設)

三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

(新設)

2 (略)

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団デー

データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 (略)

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 (略)

二 第三十九条第一項第二号又は第三号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

三 第三十九条第一項第四号又は第五号に定める情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者 当該情報を取り扱う業務

四 行政機関等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

五・六 (略)

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じ

データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 (略)

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 (略)

二 第三十九条第一項第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

三 第三十九条第一項第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者 当該情報を取り扱う業務

四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

五・六 (略)

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

なければならない。

一 第三十三条第一項又は第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報

二 第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 (略)

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 (略)

2 第三十三条第一項若しくは第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(所掌事務)

第四十五条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項を調査審議すること。

二 前号に掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 第四条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)

、第七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)

、第九条第四項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)

一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報

二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 (略)

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 (略)

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(所掌事務)

第四十五条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。



。）、第十二条第二項、第二十六条第三項、第二十八条第二項、第三十一条第二項、次条又は第五十五条第三項の規定により総務大臣に意見を述べること。

四 第四条第七項の規定により総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告すること。

五 第六条第二項の規定により内閣総理大臣に意見を述べること。

六 第三十五条第二項の規定により行政機関の長に意見を述べること。

七 第五十五条第三項の規定により関係行政機関の長に意見を述べること。

八 前各号に定めるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(委員会の意見の聴取)

第四十五条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

一 第二条第二項第二号若しくは第五項第三号、第五条第一項、第八条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条又は第二十九条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第四条第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第一項又は第四十二条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(新設)

(幹事)

第四十九条の二 委員会に、幹事を置く。

2 幹事は、総務省及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第五十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)

第五十二条 (略)

2 指定独立行政法人等であつて、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(同条第二項に規定する個人情報をいう。)については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

(公的統計の所在情報の提供)

第五十四条 総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表等)

(新設)

(資料の提出等の要求)

第五十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)

第五十二条 (略)

2 届出独立行政法人等であつて、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(同条第二項に規定する個人情報をいう。)については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

(公的統計の所在情報の提供)

第五十四条 総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表等)

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

3 委員会は、前項の規定による報告があつたときは、この法律の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

(資料の提出及び説明の要求)

第五十六条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

(命令への委任)

第五十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

3 委員会は、前項の規定による報告があつたときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

(資料の提出及び説明の要求)

第五十六条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

(新設)

第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を、第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係

る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者

二 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体(法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者)

二 (略)

三 第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

附則

(調査票及び統計報告に関する経過措置)

第九条 (略)

2 旧法の規定により届出統計調査(行政機関が行ったものに限る。)によって集められた調査票に記録されている情報は一般統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査(地方

る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

二 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 (略)

三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

附則

(調査票及び統計報告に関する経過措置)

第九条 (略)

2 旧法の規定により届出統計調査(行政機関が行ったものに限る。)によって集められた調査票に記録されている情報は新法の規定による一般統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届

公共団体が行ったものであつて第二十四条第一項の規定が適用されるべき統計調査に該当するものに限る。) によつて集められた調査票に記録されている情報は指定地方公共団体が行つた統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査(独立行政法人等が行つたものであつて第二十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものに限る。) によつて集められた調査票に記録されている情報は指定独立行政法人等が行つた統計調査に係る調査票情報とみなす。

3  
(略)

出統計調査(地方公共団体が行つたものに限る。) によつて集められた調査票に記録されている情報は新法の規定により地方公共団体が行つた統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査(独立行政法人等が行つたものであつて施行日以降新法第二十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものに限る。) によつて集められた調査票に記録されている情報は新法の規定により届出独立行政法人等が行つた統計調査に係る調査票情報とみなす。

3  
(略)

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施し、又は統計調査の製表を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 国の行政機関又は指定独立行政法人等（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十五条に規定する指定独立行政法人等という。以下この号において同じ。）の委託を受けて、同法第三十三條の二第一項、第三十四條第一項又は第三十六條第一項の規定に基づき当該国の行政機関又は指定独立行政法人等が行う事務の全部を行うこと。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>（地方公共団体との協力）</p> <p>第十二条 センターは、国勢調査等の製表を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、当該国勢調査等に関して統計法第十六條の規定により地方公共団体が処理することとされた事務（次項において「地方公共団体統計事務」という。）を処理する地方公共団体に対し、協力を求めることができる。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>（地方公共団体との協力）</p> <p>第十二条 センターは、国勢調査等の製表を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、当該国勢調査等に関して統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六條の規定により地方公共団体が処理することとされた事務（次項において「地方公共団体統計事務」という。）を処理する地方公共団体に対し、協力を求める</p>

2

(略)

2

(略)

ことができない。